

日本国福岡県と
ベトナム社会主義共和国ハノイ市との
友好・協力関係の
更なる強化に関する覚書

日本国福岡県とベトナム社会主義共和国ハノイ市は、2008年2月の友好提携の締結以降、5年毎に友好協力関係の強化・発展に関する覚書を結び、環境、青少年、経済、文化、農業など幅広い分野で交流を行い、目覚ましい成果を上げてきた。

特に、環境分野では、2010年に環境協力協定を締結し、人材育成研修に加え、福岡方式廃棄物処分場が竣工するなど、大きな成果を上げている。

また、青少年分野では、2011年に締結した生徒相互交流協力事業に関する協定に基づいて、高校生の相互派遣や福岡県の高校のハノイ市への修学旅行など、人的交流が一層拡大している。

さらに、2018年に締結した覚書に基づいて、ハノイ市農業専門職員の技術研修受入を行うなど、友好・協力関係を更に深めてきたところである。

これまで着実に積み重ねてきた交流の実績を踏まえ、両地域は、各分野の交流をさらに推進するとともに、新たに、教育分野の交流を追加し、両地域の今後の更なる発展を目指す。

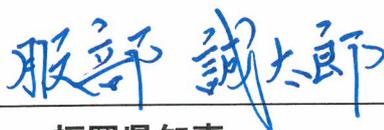
両地域の交流の総合窓口は、福岡県国際局とハノイ市外務局とし、具体的な協議については、それぞれの担当部局同士で行うものとする。

本覚書は、署名の日から効力を生じ、2024年から2028年までの5年間有効とする。その後、当事者のいずれか一方が本覚書または延長された期間の満了の6か月前までに書面をもって相手方に通知しない限り、1年ずつ自動で延長されるものとする。

本覚書は、2024年1月23日にハノイ市において英語、日本語及びベトナム語でそれぞれ2通作成され、等しく正文とする。なお、言語の解釈に相違が発生する場合は、英語版の解釈に依るものとする。

福岡県を代表して

ハノイ市を代表して



福岡県知事
服部 誠太郎



ハノイ市人民委員会委員長
チャン・シー・ティン